

◎国立研究開発法人放射線医学総合研

究所法の一部を改正する法律

(平成二十七年七月八日法律第五一号)

一、提案理由(平成二十七年六月三日・衆議院文部科学委員)

○下村国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年、イノベーションを支える基盤として量子科学技術の重要性が高まる中、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、研究分野としての親和性が高く、重粒子線がん治療など量子科学技術に関して国際的にも高い優位性を有する放射線医学総合研究所に集約することで、新たに量子科学技術の推進を担う研究開発法人とするためのものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、法人の名称を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改めます。

第二に、法人の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図ることを追加します。

第三に、法人の業務の範囲に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことを追加します。

なお、この法律案は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二十七年六月一日)

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究等に関する業務を国立研究開発

法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る二日本委員会に付託され、翌三日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、五日質疑を行いました。

質疑終局後、民主党・無所属クラブ及び維新の党共同提案に係る修正案が提出され、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院文教科科学委員長報告(平成二十七年七月一日)

○水落敏栄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、量子に関する科学技術の水準の向上を図るため、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を放射線医学総合研究所に集約するとともに、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と日本原子力研究開発機構

改革との関係、新法人への業務統合による効果、量子科学技術の果たすべき役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年六月三〇日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国の放射線医学の研究において、放射線医学総合研究所がこれまで中心的な役割を果たしてきたことに鑑み、法人の名称が変更された後も、量子科学技術研究開発機構において、原子力災害からの復興支援を目的とする低線量被ばくに係る研究等を含め、引き続き放射線医学に関する科学技術の水準の向上が図られるよう、人的・物的体制の拡充に万全を期すること。

二、現在、先進医療となっている重粒子線がん治療への早期の

保険適用に向け、放射線医学総合研究所を始めとする関係機関が一体となって、治療の安全性、有効性に関する症例データの集積・解析等の取組を進めること。

三、日本原子力研究開発機構は、専門人材と施設を有する我が国唯一の原子力の総合的研究開発機関としての使命を改めて認識し、引き続き国民からの信頼回復に向けた取組に全力を注ぐこと。

右決議する。